

事業主各位



高田労働基準協会長

## 自由研削用といし(グラインダ)の 取替又は取替時の試運転業に係る

## 特別教育の実施について

労働安全衛生規則第36条1号では、自由研削用といし(グラインダ)の取替え又は取替え時の業務に労働者を従事させる場合には、規定のカリキュラムによる学科・実技教育を受講させなければならないとされています。

つきましては、特別教育を下記により開催しますので、多数の皆様が受講されますよう、ご案内申し上げます。

### 記

#### 1 対象のグラインダ

- ①携帯用グラインダ
  - ・ポータブル グラインダ
  - ・ディスク グラインダ
  - ・アングル グラインダ
  - ・バーチカル グライン
  - ・ハンド グラインダ
- ②卓上・床上用 グラインダ(両頭グラインダ)
- ③スイング グラインダ ④ワゴン グラインダ
- ⑤切断機
- ⑥その他(木工機械等に研削といしを取付けて使用するもの)

#### 2 会場

上越人材ハイスクール  
(上越市高土町3-1-15)



#### 3 開催日時

申込書(裏面)ご参照ください。 午前8時45分～午後5時(学科・実技)

#### 4 申込期間

申込書(裏面)ご参照ください。

なお、申込順に受付けて定員40名になり次第、締め切らせていただきます。

#### 5 申込方法

##### (1)受講料

会 員 ￥8,800 (テキスト代含む)

非会員 ￥11,000 (テキスト代含む)

なお、申込後のキャンセルや途中欠席などの場合でも受講料は返却できません。

##### (2)申込先

別添(裏面)の申込書に受講料の振込領収書(写)添付して申込下さい(FAX可)。  
なお、事前に定員状況を電話でご照会下さい。定員になり次第、締切とさせていただきます。

高田労働基準協会 ☎ 025-523-9595  
FAX 025-522-9599

〒943-0803

上越市春日野1-5-10

##### (3)受講料振込先

第四北越銀行高田営業部 普通口座No.1807300

名義人:高田労働基準協会事務局

裏面に続く

6 注意事項

- (1) 当日は午前8時30～45分の間に受付を済ませて下さい。
- (2) 実技は学科講習終了後開始します。
- (3) 実技には、作業服・ヘルメット・防じんメガネ・安全靴・皮手袋等が必要です。
- (4) 実技は屋内教室で実施しますので、安全靴は泥など汚れのないものを準備して下さい。
- (5) 受講票は発行しませんので、ご了承下さい。

## 研削といし取替等業務特別教育申込書

開催日	令和3年5月25日(火)	令和3年10月5日(火)
申込締切日	5月11日(火)	9月21日(火)

\* 受講を希望する日程に○印を付して下さい。

受講No. (記入しないで下さい。)	ふりがな 氏 名	生年月日	現住所
		昭和・平成 年 月 日生	
		昭和・平成 年 月 日生	
		昭和・平成 年 月 日生	
		昭和・平成 年 月 日生	

\* ご記入いただいた個人情報は本教育及び修了証の管理以外には使用しません。

\* 5名以上申込の場合は、申込書をコピーのうえ提出して下さい。

会員 ・ 非会員 いずれかに○印を付して下さい。

年 月 日

事業所の名称



高田労働基準協会長 殿

事業所の所在地

事業者職氏名



ご担当者名: 部署